2　競争参加資格　当該工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、名古屋支社長による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。

⑴　「中日本高速道路株式会社契約規則」(中日本高速道路株式会社規程第25号）第11条の規定に該当しない者であること。

⑵　競争参加資格要件

①　単体の場合

開札時に「平成25・26年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」のうち、「トンネル非常用設備工事」の参加資格を有している者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続に基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。)であること。

②　特定建設工事共同企業体を構成する場合

開札時に「平成25・26年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」のうち「トンネル非常用設備工事」の参加資格を有している２者で構成された特定建設工事共同企業体（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続に基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。)であること。なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記２⑵の再認定を受けた者を除く)でないこと。又はこの条件を満たす２者で構成された特定建設工事共同企業体。

⑷　施工実績　平成10年度以降に元請けとしてしゅん功した次の工事の施工実績を有すること。

なお、提出できる施工実績は１件とする。（特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。異工種の特定建設工事共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。この場合、協定書の写しを技術評価資料に併せて提出すること。）

①　単体又は特定建設工事共同企業体(甲型）を構成する場合の代表者

②　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者以外

㋐　求める実績　道路トンネルの非常用施設として設置する消火栓、火災検知器及びこれら機器の監視制御を遠方監視制御設備を介して行う監視盤について、下記(a)から(c)に示す全てを実施した工事

(a)　機器の製作（製造委託を含む）

(b)　機器の設置

(c)　試験調整

⑸　配置予定の技術者等　次に掲げる基準を満たす主任（監理）技術者を当該工事に建設業法に基づき配置できること（建設業法第26条３項に該当する工事においては、主任(監理）技術者は専任で配置)。

なお、自社において工場製作を行う場合、工場製作期間における主任（監理)技術者は、建設業法に基づき専任を要しない。ただし、現場着手後はこの限りでない。(工事現場が稼動している期間は、平成26年５月から平成27年３月までを予定)

①　主任（監理）技術者は、入札参加希望者と直接的、かつ、恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、技術資料提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

②　監理技術者にあっては、技術資料の提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

③　主任（監理）技術者が当該工事に対応する建設業法の許可業種（消防施設工事業）に係る資格を有すること。

④　主任（監理）技術者は、元請としてしゅん功した次に掲げる工事経験を有すること。なお、主任（監理）技術者が工事経験を満足しない場合は、工事経験を満足する現場代理人を別に配置しなければならない。また、提出できる工事経験は１名につき１件とする。(特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。異工種の特定建設工事共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。この場合、協定書の写しを技術評価資料に併せて提出すること。なお、現場代理人としての実績においては、この限りではない。）

㋐　求める経験　道路トンネルの非常用施設として設置する消火栓、火災検知器及びこれら機器の監視制御を遠方監視制御設備を介して行う監視盤について、機器の設置及び試験調整を実施した工事

⑹　主要機器等

①　当該工事における主要機器の製造予定業者は、平成10年度以降に下記に示す主要機器又は同種機器の納入実績を有すること。

㋐　主要機器　「トンネル非常用設備標準仕様書　中日本高速道路株式会社」によるトンネル非常用設備

㋑　同種機器　道路トンネルの非常用施設として設置する消火栓、火災検知器及びこれら機器の監視制御を遠方監視制御設備を介して行う監視盤。

②　当該工事の主要機器における保守技術支援体制が有ること。主要機器の故障、システムの機能障害時等において、中日本高速道路株式会社からの連絡を受けて組織的な対応が可能で、24時間体制で迅速な修理及び復旧に必要な技術的助言、必要部品の手配等の支援を行う体制を有すること。

⑺　競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出期限の日から開札の日までの期間に、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づき、「地域１」において、資格登録停止を受けていないこと。共同企業体の場合は、各構成員が前述の期間において資格登録停止を受けていないこと。

⑻　共同企業体を構成する場合においては、次に掲げる事項を満たしていること。

①　各構成員が当該工事に対する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実、かつ、円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

②　各構成員が当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

③　中日本高速道路株式会社が別に定める共同企業体協定書（甲）による協定書（案）が提出されていること。

④　特定建設工事共同企業体（甲型）で申請する場合の各構成員の出資比率は30%以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。

⑼　上記１に示した工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑽　警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する建設業者またはこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3　技術提案に関する事項

⑴　技術提案の仕組み　本工事は、入札時に、あらかじめ指定する工事目的物の機能、性能等を低下させずにイニシャルコストを低減する提案を入札参加希望者から受け付け、その提案が発注者の事前審査で採用された場合、当該提案を行った入札参加希望者はその提案を基に入札することができる方式とする。

なお、技術提案で指定する工事目的物は工事材料及び製作する機器とし、具体な内容は入札説明書に参考として示した図面及び仕様書（以下「標準案」という。)によるものとする。

第明治三十二種郵便物認可　三十五年三月三十一日